

# 愛知自治体一般労働組合 徳川美術館分会 ニュース

発行者 愛知自治体一般労働組合 徳川美術館分会  
〒462-0845 愛知県名古屋市北区柳原三丁目7番8号  
TEL<052>916-2251 FAX <052>916-2308

URL <http://jaichitokugawa.wix.com/jaichitokugawa>  
Eメール: [jaichitokugawa@gmail.com](mailto:jaichitokugawa@gmail.com)

## 10月28日 労働審判結審 未だ措置無し

管理部長から「食事や旅行に誘われ、運転する車に強引に同乗され」「誘いを断ると『業務命令だ』『セクハラに付き合えばボーナス十万円アップ』などと言われた」女性たちが労働審判を申し立て。

### 調停条項

- 1 相手方は申立人らに対して、相手方管理部長の申立人らに対する言動は、職員間の融和を目的とするものではあったものの、申立人らにおいて一部ハラスメント行為と受け取られることを真摯に受け止め、遺憾の意を表明する一方、申立人らは本件に関して、相手方の申立人らに対する損害賠償義務がないことを確認し、申立人らは、その余の請求を放棄する。
- 2 相手方は、申立人らが本件申立てに及んだことをふまえ、よりよい職場環境を構築するために、ハラスメント行為防止のための再講習、人材の再配置などの具体的な施策を講じる。
- 3 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 手続費用は、各自の負担とする。

管理部長によるハラスメント行為について争われた労働審判は、上記の調停内容によって終結しました。謝罪項目である第一項目で、管理部長の行為は、「ハラスメント行為と受け取られる」と認定され、それに対して財団は「遺憾の意を表明」することが明記されています。

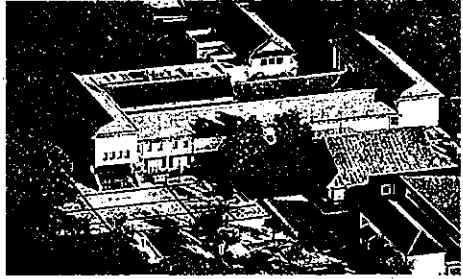
これまで財団は管理部長によるハラスメント行為について、全く調査をしないまま「事実無根」として隠蔽とも取れる態度をとり続けたため、申立人の女性は、このままだと泣き寝入りになるとして、提訴に踏み切りました。

仮に意図的でなかったにせよ、複数の女性に不快な思いをさせた続けた行為に全く疑問を感じない管理部長と、それをかばい続ける財団の不誠実な対応に反省を促すための提訴であり、賠償を目的とした提訴ではありません。

そのため、裁判所による調停文書によって事実上名指しで行為認定され、財団が謝罪の意を示すことで、上記内容によって調停合意しましたが、財団はこの事実関係を職員に説明することなく、独自の条項解釈による文書(裏面)をホームページに掲載し、しかも現時点においても何ら申立人に対して職場での配慮や、直接の謝罪もないうまま放置し続けています。

外部に対する体面だけを気にして、責任の所在を曖昧にした上、対応を放置し、職員への説明責任すら果たさない事態は、もはや組織の軀をなしていません。組合は第一回の団体交渉において、この事態の対処を強く申し入れました。それでもなおかつ、財団がこの以上の不作為を続けるならば、組合は新たな争点としてこの問題を追及していきます。

(第3種郵便物認可)



運営する財団と女性職員側の間で調停が成立した徳川美術館。名古屋市中区で、本社へ「おおむね」から

# 徳川美術館セクハラ認める

中日10/29

## 運営財団、職員と調停成立

徳川美術館のホームページ、徳川美術館をご支援いただいている皆様へ、皆様におかれましては、日ごろから徳川美術館の活動にご支援ご協力いただき大変感謝申し上げます。本年6月に加えて10月29日に再び、美術館に係る事実上反した不名誉な報道がなされ、皆様のお心を痛めるような状況が続きましたことを深くお詫び申し上げます。当該記事で言及されていた名古屋地裁での労働審判は、10月28日、当事者双方の合意が成立して終了いたしましたので、慎んでここにその旨を報告申し上げます。

本労働審判では、申立人たる女性職員ならびに女性有期契約従業員から、徳川黎明会に対して、徳川美術館内でのハラスメント行為を放置していたという職場環境配慮義務違反があったとして、使用者責任としての不法行為に基づく400万円の損害賠償請求がなされておりました。

これに対し、徳川黎明会としては、問題となるような不法行為があったとは到底認められることはできず、従って職場環境配慮義務違反は存在せず、使用者として何ら責任はない旨を主張してまいりました。

尾張徳川家の至宝を展示する名古屋市中区東部の徳川美術館で男性管理部長(仮称)からセクハラなどを受けたとして、女性職員二人が運営する財団法人「徳川黎明会」(東京都豊島区、徳川義崇会長)に計四百万円の損害賠償を求めて名古屋地裁に申し立てた労働審判は二十八日、調停が成立した。財団側はハラスメント(嫌がらせ)を受け取られる行為があったことを事実上認め、女性職員側は損害賠償の請求を放棄した。

管理部長はハラスメント行為を全否定していた。職員側は代理人弁護士による調停では財団は管理部長の言動が職員との融和目的であったもののハラスメント行為を受け止められたことを真摯に受け止めて遺憾の意を表明する旨の申立人は財団に損害賠償義務がないことを確認し請求を放棄する一こととまとめた。財団がハラスメント行為防止の研修と人員の再配置を行うことも盛り込まれた。女性職員らは取材に「賠償の請求を放棄した。」

労働審判では、双方から提出された主張や証拠を踏まえて審理が為されましたが、不法行為に当たるとは言えず、徳川黎明会に対する申立人の上記損害賠償請求権はないことが確認されました。また徳川黎明会としてはかかる事態が発生したことを真摯に受け止め、より良い職場環境構築に務めること、などの内容を盛り込んだ裁判所による調停が成立したものです。

従って労働審判にて「管理部長のハラスメントを認めた」という10月29日の報道は、全く事実と反するものです。先方の主張する不法行為を裁判所が認めなかった結果、当方に損害賠償義務がないことが確認され、結果として申立人側は損害賠償請求を放棄せざるを得なかったものであり、報道にあるように謝罪とひきかえに放棄したものではありません。

徳川黎明会としては、不法行為と誤解した上記従業員が、相談のために予め備えられている内部通報手続等を経ることなく、その誤解を解こうとしないまま突然に労働審判に訴えると共に、外部の報道機関に対して公表し表明するに

横よりセクハラ行為を認めてもう一つが目的だったもので、その意味ではよかったです。ただ「遺憾の意」でなく、きちんと謝罪してほしい」と話した。

財団側は「若干の誤解はあったかもしれないが、損害賠償は発生しない」とのことで、不法行為はなかったものだと理解している」とコメントした。

申立書によると、四十代と五十代の女性職員二人は昨年一月〜今年五月、食事や旅行に誘われ、運転する

## 続く混乱、企画展めど立たず

徳川美術館を揺るがしたセクハラ問題で調停が成立した。一連の騒ぎで財団内が割れ、来年の開館八十周年に向けた企画展の準備や運営が懸念されている。

関係者によると、二人の女性職員は当初、副館長職を兼務する学芸部長に相談した。同部長は管理部長に注意し、財団本部に調査を求めた。だが、財団執行部は銀行出身の管理部長の主張に沿ってセクハラを否定。

学芸部長と申立人の一人に職務規定違反があったとして退職勧奨し、学芸部長は副館長職を解かれた。

反発した美術館の職員有志は退職勧奨の取り消しを求めて九月、約二万筆に上る署名を徳川会長に提出。財団側はホームページで反論を掲載して対抗するなど、お家騒動が続いた。職員有志は九月末、労働組合を結成した。

騒動で、来年が開館八十周年にもかかわらず企画展のめどが立っていない。名古屋大の栗田秀法教授(博物館学)は「運営上のトラブルで美術館の本来の活動が停滞することがあれば美術館の損失だ。日本では美術館が果たすべき使命などをめり、時として運営側と現場の思いが行き違っている」と指摘している。徳川黎明会は他館の模範であり続けてほしい」と早期正常化を期待する。

至ってしまった経緯を重く受けとめております。今後は、本件を教訓にして、より良い職場環境をつくりあげ、皆様から一層信頼される美術館づくりに邁進してまいります。

他方、今回の一方的な報道で受けた興味本位の目に対して説明を十分に尽くしご理解を得ることは、容易ならざるものがあることも承知しております。そのことにより、尚ほばらしくは徳川美術館を支援してこられた皆様のお心を痛めるやもしいないことを、なによりも申し訳なく存じ、改めてお詫び申し上げます。

徳川黎明会としては、日々の展示普及活動等の積み重ねにより、美術館の本来の姿を一人でも多くの方に御認識いただけるよう、役員一同本来の職務を果たしてまいります。どうか御倍旧のご温情をもって、引き続き徳川美術館をご支援くださいますようお願い申し上げます。

平成26年10月30日

敬具

公益財団法人 徳川黎明会  
会長 徳川 義崇

茶華道ニュース 第754号 (平成26年11月1日発行)  
下記の通り、コメントが茶華道ニュースに掲載されました。



六月十二日付の中日新聞朝刊社会面に躍った『徳川美術館部長セクハラ』の四段見出しは、斯界の話題をさらった▽一人の噂も七十五日の諺どおり、雀たちも忘れかけた十月二十九日付の同新聞に『徳川美術館セクハラ認める』の三段見出し。その中に財団側は「若干の誤解はあったかもしれないが、損害賠償は発生しないことなので、不法行為はなかったものだと理解している」とある。損害賠償請求を放棄した女子職員側の温情を無視した、無神経なコメントと誰もが思う。